

「保育園等の保育料の改定（案）」についてのご意見に対する回答（案）

* 貴重なご意見ありがとうございました *

案 件 名 保育園等の保育料の改定に伴う「戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例」の一部改正（案）について
意見募集期間 平成 27 年 10 月 1 日（木）から平成 27 年 10 月 30 日（金）まで

パブリック・コメントとしてご意見を募集した結果、8 名の方から 11 件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え方】

	ご意見の内容	市からの回答（対応）
1	厳しい財政状況と記載がありますが、保育料を緊急に値上げしないと間に合わないほど逼迫しているのでしょうか。	本市の財政状況は、歳入では特に法人市民税の一部国税化等により大幅に減収する見込みです。また、歳出では医療・介護・子育てをはじめとする社会保障関連経費、公共施設の改修経費等の増加で今後も厳しい状況が続くことが見込まれています。なお、本市の保育料については、約 15 年間にわたり実質的な改定を行っていないこと、また、平成 27 年 4 月に子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴い市負担金がさらに増加していること等から、今後も安定的な保育運営を行っていくために、今回の保育料改定を検討することになりました。

2	<p>保育料の改定案について、多数の世帯にとって値上げとなることを危惧し、中止にするべきと考えています。</p> <p>まず、今回の改定案は、戸田市の魅力である子育て政策を後退させるものだと感じています。戸田市の財政を支えているのは、ひとつは共働き世帯の税収だと思います。こうした多数の世帯に打撃となる値上げは、中止すべきです。</p> <p>今回の改定案は、潜在的な女性労働者を、家庭にとどめてしまう可能性も持ち合わせています。これは市の税収のことを考えても、マイナスと言えるのではないのでしょうか。また、いま政府や埼玉県がさかんに推進する「女性の活躍」にも逆行するものです。</p> <p>今回の改定案の概要にあるように、共働き世帯の増加にともなう保育の質の確保や保育士の待遇向上のために、財政的基盤が必要なことは理解しています。保育の質・保育士の待遇向上は、喫緊の課題です。しかし、その解決のために性急に保育料値上げをすることは、今後の市の目指すべき方向ではないのではないのでしょうか。今後も増加が見込まれる子育て世代を応援し、保育所の整備や仕事との両立を支え、子育て支援を充実させることこそが、戸田市の発展に寄与すると考えます。</p>	<p>戸田市では、今後も子育て世代の増加が見込まれているとともに、両親共働き世帯の増加や出産後も仕事を続ける女性の増加などで、「待機児童対策」が急がれています。市としては、保育施設に児童を預けられる環境を整備することが、就業率の向上につながっていくものと考えています。</p> <p>また、平成27年4月に子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴い市負担金がさらに増加していること、また、市の財政状況が益々厳しくなってきていること等により、保育施設の整備・運営経費の財源を確保し、今後も安定的な保育運営を行っていくために、今回の保育料改定を検討することになりました。</p>
---	--	--

<p>3</p>	<p>本当に保育園のさらなる授業内容の向上、保育士の為の保育料改定なら納得ができます。しかし、その財源を確保するのが市役所の役目だと思います。市役所の周りの道路整備に力を入れ、あいパル、こどもの国の建設は本当に必要なのですか？</p> <p>市内でも東京寄りに新しい施設ばかり建設し、家から遠いし気軽に利用できません。利用料金も市内と市外でもっと料金の差をつける必要があると思います。もっと財源の確保が出来ると思います。正直、保育料の改定には納得出来ません。</p>	<p>平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度では、保育の量（児童の受入枠の拡大）と質（保育士等の処遇向上など）の確保が謳われています。</p> <p>また、こどもの国やあいパル（上戸田地域交流センター）は多様な市民ニーズに対応するとともに、費用対効果を考慮し建設したものであり、多機能・複合型施設として、多くの方にご利用いただいています。なお、各施設の使用料については、受益者負担の原則に基づき、負担の公平性に配慮し設定したのですが、今後も定期的な見直しを図っていく必要があると考えています。市としても、知恵を絞り、様々な分野で歳入の確保に努めて参りたいと考えております。</p>
<p>4</p>	<p>所得から算出された保育料を支払うのは不公平と前から考えています。所得によって全ての給付も受けられず、行政は所得から引かれる実際の収入を考慮もせず、所得から税金を絞った上で今度は細分化して何とか保育料を所得が高い階層から取ろうとしている事に強い憤りしか感じません。行政に所得相当の税金を支払い、更には他の世帯の保育料も支払わなければならないのでしょうか？</p> <p>戸田の保育園の空きがなく、毎日私一人で送り迎え、兄弟バラバラの行事で疲弊しています。保育料をこれまで以上支払う分、戸田の保育園に入れていただけるのでしょうか？それでも空きがない、今入っている人に出て行</p>	<p>児童福祉法では、保育料は保護者の負担能力に応じて徴収するという応能負担の原則がとられています。また、子ども・子育て支援新制度における保育料についても、世帯所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、国が定める水準（徴収金基準額）を限度として、市が定めることとなっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、本市は平均年齢が39.9歳（平成27年1月1日現在）と20年連続で県内一若い都市であり、今後も子育て世代の増加が見込まれているとともに、両親共働き世帯の増加や出産後も仕事を続ける女性の増加など</p>

	<p>ってというわけにはいかないのではという断り文句は、保育料を上げて定員確保が出来るので言われなくなりますよね？保育料上げると言う前に、入れる保証をして下さい。</p>	<p>で、待機児童対策が急がれています。市といたしましても、待機児童解消策として、平成 27 年 4 月から新たに 4 つの認可保育園を開園するとともに、小規模保育事業所等を 10 ヶ所開設するなど、市の最重要課題として積極的に取り組んでいるところですが、低年齢児を中心に未だ待機児童は解消していない状態です。今後も計画的に待機児童対策に取り組んでまいります。</p>
5	<p>社会保障と税の一体改革として消費税の引き上げが行われています。増税分はすべて子育て、医療・介護・年金を充実・安定化するために使用する、とのことでした。そのための増税であったのならば、その増税分で保育料を補っていくべきであると思われる。</p>	<p>平成 27 年 4 月に子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴い市負担金がさらに増加している状況です。なお、消費税引上げに伴い地方消費税分として市に交付された金額（平成 26 年度決算 保育事業分約 3,400 万円）は、保育に係る市単独負担増分の 4 分の 1 にも満たない状況です。従いまして、市の厳しい財政状況等に鑑み、今後も安定的な保育運営を行っていくために、今回の保育料改定を検討することになりました。</p>
6	<p>現在、0 歳児が認可保育園に在園し、保育士さんには大変お世話になっており、非常に大変な現場であることは、日々目の前で見ているため、今回の保育料改正はしょうがないと思っています。</p> <p>本条例改正の資料の近隣市比較一覧につきまして、県内さいたま市や川口市とは大きく差異はないよう、拝読いたしました。</p> <p>しかし、資料にはありませんでした、戸田市近隣の都内の自治体（板橋</p>	<p>子ども・子育て支援法では、保育料は世帯所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、国が定める水準（徴収金基準額）を限度として、市が定めることとなっております。各自治体の保育料は、改定時期のほか、階層区分の数、各階層の定義の内容等が異なりますので、一概に単純比較できるものではないことをご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、東京都 23 区とその他の市</p>

	<p>区、北区) や他 23 区と比較すると、正直、高い・・・という印象です。</p> <p>今回の保育料値上げの家計負担を考えると、たとえ家賃は増えるとしても、もっと保育料の少なく、勤務先へ近い他の自治体へ転居した方が、通勤時間が短く、就業時間を延長できるので、トータルの負担は減る可能性が出てきました。そのため、他の自治体(都内) への転居も視野に入れることといたしました。</p>	<p>町村は、財政の構造や規模等が大きく異なっており、東京 2 3 区に隣接する県の主な都市においては、本市の保育料改定案と同程度の保育料となっている実情もご理解いただきますようお願いいたします。</p>
7	<p>保育料の改正案に反対です。</p> <p>資料「保育料の近隣市比較一覧」では、埼玉県内の市で比較していますが、戸田市は一駅進めば都内という都心に近い位置にあり、子育て世代の人口も都内並みに伸びています。そのため、埼玉県内でなく都内の保育料と比較し、都内並みに保育料を下げるべきではないかと思えます。</p> <p>階層区分を 16 階層に増やすとのことですが、都内では 20 以上の階層があり、より所得に応じた保育料を算定しています。また、第 3 子以降は、卒園まで保育料が無料(第 1・2 子卒園後も)、その他育休中の保育料減額制度を設けている区もあります。</p> <p>戸田市の第 9 階層の金額ですら高額と感じるのに、これ以上費用が上がると保育園に預けられなくなり働きなくなります。</p> <p>戸田市は、来年度駐輪場料金を現行の 4 倍の金額に値上げを予定しており、その上保育料まで上げるとなると、何のために子供を預けてまで働いているのかわからなくなります。</p>	<p>子ども・子育て支援法では、保育料は世帯所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、国が定める水準(徴収金基準額)を限度として、市が定めることとなっております。各自治体の保育料は、改定時期のほか、階層区分の数、各階層の定義の内容等が異なりますので、一概に単純比較できるものではないことをご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、東京 23 区と、本市を含むその他の市町村は、財政の構造や規模等が大きく異なっており、東京 23 区に隣接する県の主な都市においては、本市の保育料改定案と同程度の保育料となっている実情もご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、多子世帯の保育料軽減については、現行の国の制度では同一世帯に未就学児で施設を利用している児童が 2 人以上いる場合、最も年齢の高い児童を第 1 子、その下の児童を第 2 子と数え、保育施設を利用する児童が第 2 子であれば半額、第 3</p>

	<p>若い世代が、これからの市を築き上げていく力になるはずが、その若い世代にこんなに負担を増やしたら市が活性化するどころか子育て世代は生活できなくなってしまう。</p> <p>そのため、保育料改定案には反対します。また、保育料の減額改定案を求めます。さらに、なぜ都内とこんなにも保育料に差があるのか説明をしていただきたいです。</p>	<p>子以降は無料となっております。本市では、多子世帯における保護者の経済的な負担の軽減を図るため、上記の国の制度を一部緩和する方向で検討しています。</p>
8	<p>はじめに</p> <p>「保青園等の保育料の改定(案)の概要」資料中の「1 改定の理由」においては、保育の質的向上について、保育士の処遇を主眼に置いた説明をしていますが、既存の公立保育園における保育サービスの質的向上についても、公的サービスにおける「受益者負担の原則」「負担の公平性の確保の観点から確実な取り組みを行って頂きたい、4 項目のパブリックコメントを提出致します。</p> <p>【要望①】 既設園の老朽化対策に十分な配慮のお願い</p> <p>例えば老朽化して使用できない遊具が複数あり、繰り返し改修の要望を出したにもかかわらず、対応が非常に遅いという事例があります。繰り返し要望を出した結果改修の見通しが立ったものの、こども青少年部で所管する「こどもの国」に対する投資額と比較すると、既存施設の改修による現状維持への投資額が非常に少ない結果であると言わざるを得ません。遊具に</p>	<p>既設の公立保育園については、開所から一定年数が経過したことに伴い、施設や施設内の設備において、経年劣化等により修理・改修が必要なものが一部あります。</p> <p>これらについては、本市の厳しい財政事情等により、同時期にすべての施設・設備の改修等を行うことは困難な状況です。</p> <p>そこで、既設の公立保育園に係る施設・設備の改修等については、中長期の保全計画を策定し、順次実施していますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>

	<p>限らず建物自体の老朽化も進んでいる中、保育料の値上げにより確保される財源は、「受益者負担の原則」「負担の公平性の確保」の観点から、既存設備の改修に対しても十二分な配分が為されるべきであると考えます。</p>	
9	<p>【要望②】 公立保育園と私立保育園のサービス格差の是正への取り組みのお願い</p> <p>例えば「使用済おむつの保育園での廃棄」、「医師処方薬の投薬」、「食後の歯磨き」等については、公立園と私立園との間に非常に大きな差があります。公立園、私立園共に同額の保育料による保育を受けているにも関わらず、公私立間に大きな保育サービス格差が生じている現状を踏まえると、保育料の値上げにより確保される財源は、「受益者負担の原則」「負担の公平性の確保」の観点から「公立保育園の保育サービス水準を私立保育園水準へと向上させるための費用」としても用いられるべきであると考えます。</p>	<p>公立保育園での保育については、保育のサービスの提供というだけでなく、保護者の皆様とともに、園児の成長を見守るという面も大切にしていまいりました。</p> <p>従って利便性だけを考えたサービスの提供については、そのような面から一部、あえて実施していない部分もありました。しかし保護者の皆様からのご要望も強いことから、使用済おむつの処理については平成28年度から保育園で実施することとしました。</p> <p>次に投薬を保育園で行うことは、医療行為になることから原則お預かりしておりません。しかし投薬の内容により必要な場合は与薬表を提出していただき一回分のみお預かりしております。</p> <p>次に歯磨きについては、幼児の集団生活で実施することは不測の事故や衛生面での点で問題があり、かつ歯科医師の見解では、朝夕の食後の歯磨きをしっかり行っていれば、昼食時の虫歯予防は食後のうがいの徹底により十分に補えるとのこととす。</p>

		<p>その他の保育サービス等についても、メリットとデメリットを考慮して、今後改善できるものについては実施してまいりたいと考えております。</p>
10	<p>【要望③】 保育時間の柔軟性の確保のお願い</p> <p>一例として、兄弟を公立保育園に預けている親が、兄弟の一方が病気となり看病のため休暇を取った場合、「休暇を取った」という事実のみを捉えて、兄弟のもう一方については保育標準時間ではなく保育短時間でしか預けられない現状があります。また別の一例として、公立保育園での土曜日保育は木曜日までの申請が必要であり、土曜日に急遽出勤となった場合には預けることができず、保育園に入所しているにもかかわらず託児等の民間サービスを探して使用しなければならない現状です。保育料の値上げにより保育士の処遇という「質的な改善」が為されるのであれば、併せて柔軟な保育を可能とするだけの保育士の確保という「量的な改善」にも配慮すべきであると考えます。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、平成 27 年度から保育の利用時間について、認定証を交付し保育園をご利用いただくようになりました。しかし、認定時間（標準時間認定であれば 11 時間）が、保育必要時間とは異なることを保護者の皆様にはご理解いただければと思います。園児の保育時間につきましては、原則「保護者の就労時間プラス送迎にかかる時間」となります。</p> <p>しかし、各ご家庭の事情や子どもの健康状態等を考慮し、保育が必要な場合は柔軟な対応をしていくようにとの周知文を園長に配布しております。ご指摘のようなケースについては、保育は可能と思われまので保育園にご相談ください。</p> <p>また、保育士については適正に配置しておりますが、朝夕の時間帯についてはより細やかな配慮が求められることから、各保育園の延長保育等の現状を把握し、より手厚く配置できるよう努めてまいります。</p>
11	<p>【要望④】 本改定に関する案内、意見募集、説明会と決議迄の日程及びプロセスにおける再検討のお願い</p> <p>保育園保護者会からは、例年戸田市立公立保育園保護者会連絡協議会を通じて保育幼稚園課に要望や質問を</p>	<p>平成 27 年 8 月 21 日に公立保育園保護者連絡協議会から保育内容等に係る具体的な要望やご意見を伺いました。市といたしましては、その時点で保育料改定に係る検討を進めておりましたが、改定を提案するか否かに関する方針が確定していない段</p>

実施しており、本年も8月21日に保育幼稚園課と連絡協議会との懇談会が開催されたが、本改定について保育幼稚園課から一切触れられることはありませんでした。本改定により影響を受ける者は、主に保育園に預けられる児童とその保護者であることは明らかであるにもかかわらず、改定が検討されている中での懇談会において当事者たる保護者らに一切話を行わないということは、真に保護者らの意見を求めて改定案を検討するとの意志を有していたのか、疑念を生じずにはられません。また、パブリックコメント締め切りの翌々日に、パブリックコメントの内容の検討が為される時間的余裕もないままに保育園入所と改定案の説明会が開催される予定であることを考慮すると、果して募集意見が改定案に反映されるのか、日程上の疑問があり、議会提出の最終案作成までのどのタイミングで募集意見を検討する予定であったのか示して頂きたいと思います。

階でしたので、ご報告は困難であったことをご理解いただきますようお願いいたします。

なお、その後、保育料改定を提案するという方針が確定し、9月10日に保育所等の在園児の保護者の皆様に、保育料改定と市の保育の現状等に係る案内文を通知させていただきました。その後、9月25日に、児童福祉審議会（児童福祉に関する事項や子ども・子育て支援に関する事項を調査審議するもの。児童福祉について識見を有する者や児童福祉に関する事業に従事する者12人で構成する。）に保育料改定案に関する意見聴取を行い、10月の1ヶ月間、パブリック・コメントを実施させていただき、当該パブリック・コメントの回答案を作成する過程で、議会提出前の最終案を検討しました。なお、当初のスケジュールでも、パブリック・コメント終了後の11月上旬に最終案を検討する予定でした。

このようにパブリック・コメントの開始前に、全ての保護者の皆様に事前案内をさせていただき、当初から予定していました11月1日の平成28年度保育所入所説明会においても保育料改定案に係る概要説明を行ったところです。

今回、市民の皆様からいただきましたパブリック・コメントにおけるご意見や児童福祉審議会でのご意見を踏まえ、市議会でご議論いただくこととなります。なお、パブリック・コメントでいただきましたご意

		<p>見については、真摯に受け止め、今後とも保育行政運営の改善に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>
--	--	--